

## はしがき

私たちは人権というものを、それ自身に遅れる形でしか手にすることができない。常に未完の形でしか手にできていない。あるいは、人権に1つの形を与えることで、私たちは常にすでに人権そのものを裏切ってきた。しかし同時に、この人権の失敗と言うほかない事態ゆえにこそ、私たちは常に、人権とは何か、何でありうるかという問いの再開を迫られている。——『人権の再問』と題された本巻に収められたすべての論考に通底しているのは、おそらくこのようなメッセージだろう。

\*

\*

\*

第I部「現実から／現実を問い直す」では、さまざまな現実から人権の実像を問い直すと同時に、人権という理念からその現実を批判的にとらえ直す。

第1章「グローバルな人権の課題」で、斉藤龍一郎は、WTO体制の下で製薬企業の知的財産権（特許権）が過度に保護されることによって、エイズ治療薬の価格が下がらず、その結果、全世界のHIV陽性者のうち、その圧倒的多くが暮らしている途上国では、治療薬を入手できずに、多くの陽性者がまさに死の中に廃棄されてきたという現実、私たちの目を向けさせる。斉藤は、その現実の打破に向けた、途上国におけるHIV陽性者たち自身の運動を紹介しつつ、「人権の普遍性」のために私たちが何をなすべきかを論じている。

第2章「障害と人権」では、金政玉が、日本の障害者運動の軌跡をふりかえりつつ、来るべき、しかし、いまだなき日本の障害者差別禁止法について論じる。その際に依拠すべき重要な原理の1つとして提示されるのが、障害についての「社会モデル」、すなわち、ある人の能力の制限や無能力を、その人の身体的特徴（インペアメント）に帰責する「医療モデル」と異なり、その人を取り囲む特定ないし不特定の人びとの配慮の欠如に真の問題を見出し、事態を、障害者からの可能性剥奪（ディスアビリティ）としてとらえ直す考えである。



という事実のみならず、この経験をめぐる彼女たちの言葉そのものに権利が認められず、それらが沈黙と無関心の中に打ち捨てられてきたということである。岡野は、自然権思想の社会契約論への転化によって、何が見失われたかを問い直しつつ、女性の権利を、自然権、すなわち、いまだなきものであるがゆえに、普遍的である権利として、語り直す可能性を示唆する。

第7章「国境と人権」で、杉田敦は、まず境界というものが、2つのものを分離すると同時に結合させるという両義性をそなえている点に注意を促す。人権は、これまで国民の権利として、すなわち境界をもつ国家に帰属する者の権利として（のみ）保障されてきたし、その保障のためには国家が必要だった。杉田によれば、境界をもつ国家は、今後も簡単には消滅しない。しかし、境界が結びつけるものでもある以上、人権は、境界そのものを媒介としながら、それ自身を超える契機を秘めてもいるだろう。

第8章「保守主義と人権」で、宇野重規は、あえて「敵対者の視点に立つ」という役回りを引き受ける。すなわち、人権というものに批判的・懐疑的だったE・パークらの保守主義の思想を精査しながら、人権の論理にそなわる弱点を明るみにする。宇野の考察で秀逸なのは、フランス人権宣言等で掲げられた「自由」「平等」等の権利が、人びとを互いに分断するものでしかない論じた初期のK・マルクスの思想と、保守主義の思想の同型性を析出した点だろう。人びとの分断ではなく、少なくともそれだけではなく、人びとを互いに結びつける人権を、いかにして構想すべきなのか。

第9章「生命倫理と人権」で、田中智彦は、2009年7月に大幅に改定された——というよりも解体された——日本の臓器移植法に批判的検討を加えながら、結局は多数決の暴力によって指定される生命法そのものを再帰的・批判的にとらえかえす別種の審級として、生命倫理があるはずだと説く。完全に罪のない人びとから権利を奪うことの方が、そうでない人びとから奪うのよりも一層、容易である、というH・アレントの指摘、すなわち「人権のアポリア」を参照しつつ、田中は、改定臓器移植法が、脳死と判定された人のみならず、植物状態と呼ばれる人、末期状態の患者、人工呼吸器によって生命を支えられている患者といった人びと、すなわち最も弱いがゆえに、その人権の保障が一

層、必要であるはずの人の生命の否定につながりかねない危険に注意を促す。

第10章「安全性の論理と人権」では、市野川容孝が、近年、日本でも強まりを見せている安全性という論理について、ヴァイマル憲法第48条がドイツでたどったナチズムまでの軌跡を歴史的にふりかえりつつ、安全性の危険という逆説を提示する。だが、それを1つの危険と認識するかぎりにおいて、私たちは、安全性の装置の内部に留まらざるをえない。問うべきこと、いや問うることは、したがって、どのような安全性が求められるのかだが、この問いの正しい立て方は、どの安全性か、ではなく、どれほど多様な安全性を気遣うことができるか、である。安全性の装置をめぐる、また人権をめぐる、これまでに引かれてきた多様な複数の線とは、どのようなものなのか。

\*

\*

\*

本書が、読者の方々、一人ひとりによる「人権の再問」の一助になれば幸いである。

この場を借りて、本巻にご寄稿いただいた執筆者の方々、また編集にご尽力いただいた法律文化社の秋山泰氏と舟木和久氏に、编者として深く感謝申し上げます。

2010年12月

市野川容孝